

2010年3月15日

東京都議会議員各位

「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案」への意見

社団法人 日本書籍出版協会
社団法人 日本雑誌協会

冠省

現在開会中の東京都議会に都知事から提出されている「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案」について、出版界として重大な懸念を持っております。

条例案は、多数の都民の意見をないがしろにし、自由な出版活動を制限するもので、手続き的な面に加え、憲法上の疑義も多々あります。都議会総務委員会として、今回の改正条例案に反対し否決・廃案に持ち込んでいただきたいと切望いたします。下記に具体的な反対理由について述べさせていただきますので、よろしくご高配のほどお願いします。

出版界では、「不健全図書類」はもとより、「表示図書類」の書店等における区分陳列販売、さらに表示図書類以外の一部の図書類についても小口シール2箇所止めを施し区分陳列販売を行うなど、自主的な規制に努めてまいりました。

当然ながら、われわれ出版界も、子ども・児童の人権を守る立場にあることは同じであり、青少年の健全育成のために、これまでどおり自らを律していく所存です。

1. 条例案「第三章の三 児童ポルノの根絶に向けた気運の醸成及び環境の整備」の導入には反対

条例案には、

第三章の三を第三章の四とし、第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 児童ポルノの根絶に向けた気運の醸成及び環境の整備

(児童ポルノの根絶に向けた都の責務)

第十八条の六の二 都は、児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下同じ。)を根絶すべきことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

とあるが、児童ポルノ禁止法に規定されている「児童ポルノ」の定義は曖昧である。アメリカ合衆国連邦法では、「幼児ポルノ」の規定を「未成年と思われる人物の、異性・同性に限らず、性器間或いは性器と口或いは肛門と性器或いは口と肛門の接触を含む、猥褻・SM行為・交配行為で、尚且つ文学的・芸術的・政治的・科学的価値のないもの」と厳密に定義している。

また、同法は児童の年齢を「18歳未満」としているが、民法上女性に16歳での婚姻が認められている中では、この年齢制限は広すぎるといえる。深刻な被害が問題とされているのは14歳未満であり、ドイツも14歳未満の者を児童と規定している。東京都が、国会においても見直し論議のある、定義が曖昧な国の法律に基づいて児童ポルノ関連の規制をするのは問題である。

また、条例案には、

第十八条の六の二の見出し中「根絶」の下に「及び青少年性的視覚描写物のまん延抑止」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 都は、青少年性的視覚描写物(第七条各号に該当する図書類又は映画等のうち当該図書類又は映画等において青少年が性的対象として扱われているもの及び第十八条の六の五第一項の図書類又は映画等をいう。以下同じ。)をまん延させることにより青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、青少年性的視覚描写物を青少年が容易に閲覧又は観覧することのないように、そのまん延を抑止するための環境の整備に努める責務を有する。

第十八条の六の二に次の一項を加える。

4 都は、事業者及び都民による児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延の抑止に向けた活動に対し、支援及び協力を行うように努めるものとする。

第三章の三中第十八条の六の二の次に次の三条を加える。

(児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延抑止に向けた事業者の責務)

第十八条の六の三 事業者は、都が実施する児童ポルノの根絶に関する施策に協力するように努めるものとする。

2 事業者は、青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて理解を深め、その事業活動に関し、青少年性的視覚描写物が青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害するおそれがあることに留意し、他の事業者と協力して、青少年が容易にこれを閲覧又は観覧することのないようにするための適切な措置をとるように努めるものとする。

(児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延抑止に向けた都民等の責務)

第十八条の六の四 何人も、児童ポルノをみだりに所持しない責務を有する。

2 都民は、都が実施する児童ポルノの根絶に関する施策に協力するように努めるものとする。

3 都民は、青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて理解を深め、青少年性的視覚描写物が青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害するおそれがあることに留意し、青少年が容易にこれを閲覧又は観覧することのないように努めるものとする。

とあるが、国の法律でも規定していない、いわゆる児童ポルノの「単純所持」について、東京都が条例で規制することは、憲法(第94条)違反のおそれすらある。

「第三章の三 児童ポルノの根絶(及び青少年性的視覚描写物のまん延抑止)に向けた気運の醸成及び環境の整備」等、児童ポルノ関係の条例案はすべて削除すべきである。

2. 新たな「不健全な図書類等の販売等の規制」は不要

条例案には、

第七条中「青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

二 年齢又は服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を想起させる事項の表示又は音声による描写から十八歳未満として表現されていると認識されるもの(以下「非実在青少年」という。)を相手方とする又は非実在青少年による性交類似行為に係る非実在青少年の姿態を視覚により認識することができる方法のみだ

りに性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

とあるが、青少年の性を描いた図書類の中で青少年に相応しくない内容のものについては、現行条例でも規制されており、新たな「不健全な図書類等の販売等の規制」を設ける必要はない。

青少年と性をテーマにする作品では、性描写は避けては通れないものであり、いかに健全な表現であろうと恣意的に不健全と判断されるおそれがある。

実在しない青少年の性を描写した図書類の販売を新たに規制することは、表現の自由を著しく損ね、過剰な萎縮効果を招くおそれが非常に大きく、東京都の地場産業である出版やアニメ業界に対して多大なダメージを与えるものである。

条例案第九条の二第一項第二号や第十八条の六の二第二項、第十八条の六の三第二項等を含め、上記第七条第一項第二号関係の条例案はすべて削除すべきである。

以 上